

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問 税務課固定資産税係

☎内線 111、112

令和4年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月1日から始まりま

す。縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただく制度です。

縦覧できます（家屋のみの納税義務者は、縦覧できません）。

家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（土地のみの納税義務者は、縦覧できません）。

※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧の期間】

4月1日（金）

～5月31日（火）

（ただし、土・日・祝日は除く）

午前8時30分

～午後5時15分

【縦覧場所】

市役所税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。

目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

【縦覧できる人】
土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が

なお、資産確認のため名寄せの交付を受ける人は、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要となります（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です）。

**令和3年8月大雨
災害義援金の報告**

問 福祉事務所福祉総務係

☎内線 189

令和3年12月までにお寄せいただいた義援金は、長崎県へ送金いたしました。市民の皆さまの温かいご支援に感謝申し上げます。

義援金

74,593円

宝くじの助成金を活用！

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業を活用して調川江口住民センターのエアコン、テレビ、IH調理器、テーブル、椅子、チェアポーターが整備され、コミュニティ活動の活性化が図られました。



Web 口座振替受付サービスをスタート

問 税務課管理係 ☎内線 117

インターネットを利用して、スマートフォンやパソコンから口座振替の申し込みができる「Web 口座振替受付サービス」を3月1日に開始しました。

金融機関を訪れることなく、いつでもどこからでも口座振替のお申し込みができます。下表の「必要なもの」を準備のうえ、口座振替を申し込む口座の名義人で本人が手続きを行ってください。

このサービスへのアクセスは、スマートフォンなどで右のQRコードを読み取るかインターネットから、「松浦市 口座振替」で検索してください。

1. 利用できる金融機関

- 3月から 十八親和銀行、佐賀銀行、伊万里信用金庫、九州労働金庫
4月から ゆうちょ銀行、西海みずき信用組合

▶
は
こ
ち
ら
受
付
ペ
ー
ジ



2. 利用できる納付金ごとに必要なもの

| 必要な情報 | 必要なもの | 入力を求める情報 | |
|-------|---|------------------------|---|
| 口座情報 | 通帳・キャッシュカード | 口座番号、名義人氏名、電話番号、その他 | |
| 納付情報 | 全ての納付金に必要なもの | 納税（付）義務者の氏名、住所 | |
| | ①市県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税（種別割） ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料 ⑥介護保険料 | 納税（付）通知書 納付書 | 基本コード（7桁） ※基本コードの記載場所は、 市ホームページの Web 口座 振替受付サービスページのリ ンク先に掲載されています。 |
| | ⑦保育所等利用者負担金 ⑧学校給食費 | なし | お子様の氏名 |
| | ⑨住宅使用料 | なし | 部屋番号までの住所 |
| | ⑩上下水道使用料 | ご使用水量のお知らせ （検針票）領収書 | お客さま番号（13桁） |

※金融機関ホームページの定期メンテナンスなどにより手続きできない場合があります。

※給与や年金から全額が特別徴収されている人は口座振替の必要はありません。

3. 口座振替とは

口座振替とは、市への納付金を金融機関にお持ちの預金口座から自動で引き落とすサービスです。

振替方法は、納期ごとに引き落とす期別振替と、1年分の納付額全額を第1期の納期月に引き落とす全期一括振替から選択できます。

口座振替日は各納期月の25日です。残高不足などにより振り替えできなかった場合は、翌月9日に再振替を行います。（振替日が金融機関の休業日となった場合は、翌営業日に振り替えます。）

4. 口座振替を利用するメリット

- ①支払いの手間がかからない。
- ②コロナ禍に人との接触の機会を減らせる。
- ③納付の間違いや納め忘れがない。
- ④引き落としできなかった場合は再振替がある。
- ⑤還付（返還）のときは還付通知のうえ引落口座に振り込まれる。
- ⑥納付通知時に納付書の作成が不要で経済的
- ⑦松浦市が負担する口座振替手数料は1件11円と安価（※コンビニ納付の手数料は61.6円）